

## 全国高等学校就職問題検討会議※1における申し合わせ事項

- 求人申込みの手続きについて
  - ・ 求人申込を行おうとする事業所は、選考期日・求人内容等について安定所の確認を受けた後、学校に求人申込を行うこと
  - ・ ハローワークによる求人申込書の受付開始は6月1日以降とすること
  - ・ **企業による学校への求人申込及び学校訪問開始は7月1日以降とすること**
- 新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日について
  - ・ 学校から企業への生徒の応募書類提出開始は9月5日以降とすること
  - ・ 企業による選考開始及び内定開始期日は9月16日以降とすること
- 就業開始期日について
  - ・ 就業開始は卒業後とすること
- 新規高等学校卒業者の文書募集の取扱いについて**
  - ・ 文書募集を行うのはハローワークにおいて確認を受けた求人であること
  - ・ 応募の受け付けは学校又はハローワークを通じて行うこと
  - ・ 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始は卒業年の前年の7月1日以降とすること等

※1 全国高等学校長協会、主要経済団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省、厚生労働省により構成

## 都道府県高等学校就職問題検討会議※2における申し合わせ事項

- 各都道府県で申し合わせを行っている事項
  - 新規高等学校卒業者の応募・推薦について
    - ・（例） ○月○日以降2社まで応募・推薦可能とし、それ以前の応募・推薦は1人1社とする
- 地域の実情に応じて申し合わせを行っている事項の例
  - 企業の求人活動について
    - ・（例） **求人活動のために生徒の家庭を訪問することを禁止する**
  - 選考結果の通知について
    - ・（例） 企業は選考日から概ね1週間以内に選考結果の通知を行うこと
  - 実習・研修について
    - ・（例） 企業が卒業前に行う実習・研修は禁止する

※2 労働局、都道府県（学校主管部局、雇用対策主管部局）、学校側代表、産業界代表等により構成